

少年非行等の概況

—令和7年中—



奈良県警察本部

凡 例

本書における用語等の意義については、次のとおりである。

- 1 (1) 刑法犯 「刑法」や「暴力行為等処罰ニ関スル法律」等に規定する罪をいう。
- (2) 特別法犯 刑法犯及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律を除くすべての犯罪（条例に規定するものを含む。）をいう。
- (3) 少年 20歳未満の者をいう。
- (4) 犯罪少年 罪を犯した少年をいう。
- (5) 触法少年 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
- (6) 刑法犯少年 刑法犯の罪を犯した犯罪少年で、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。
- (7) 特別法犯少年 特別法犯の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう。
- (8) ぐ犯少年 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
- (9) 非行少年 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。
- (10) 不良行為少年 「奈良県少年補導に関する条例」に掲げる少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある行為（刑罰法令に触れるものを除く）を行う少年をいう。
- (11) 検挙人員 警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。
- (12) 補導人員 警察で触法少年、ぐ犯少年又は不良行為少年として補導した人員をいう。
- (13) 包括罪種 刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した分類名称をいう。
(包括罪種)
(罪種)
凶悪犯 殺人、強盗、放火、不同意性交等
粗暴犯 凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
窃盗犯 窃盗
知能犯 詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法、背任
風俗犯 賭博、わいせつ、性的姿態撮影等処罰法
その他 上記以外の罪種
- (14) 人口比 同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員をいう。
- (15) 年少少年 14歳、15歳をいう。
- (16) 中間少年 16歳、17歳をいう。
- (17) 年長少年 18歳、19歳をいう。
- (18) 校内暴力 「校内暴力事件」とは、学校内における教師に対する暴力事件・生徒間の暴力事件・学校施設、備品等に対する損壊事件をいう。ただし、犯行の原因、動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。
- (19) 福祉犯 児童買春に係る犯罪、児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪その他の少年の福祉を害する犯罪であつて警察庁長官が定めるものをいう。
- (20) 被害少年 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年をいう。
- (21) 家庭内暴力 少年が、同居している家族等に対して継続的に暴力を振るう事案をいい、家庭内暴力を止めようとした第三者に対して暴力を振るう事案や他人の所有物を損壊する事案については含めない。

2 計上方法

※ 特別法犯少年の法令別・学職別・年齢別状況の計上に際し、令和6年12月12日に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が施行となったことから、「大麻」の検挙は、麻薬及び向精神薬取締法に含めている。

※ 薬物事犯の計上に際し、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の罪については、規制薬物の種類に応じて麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法の罪に含めている。

目 次

第1 少年非行の概況	1
1 非行少年等の概要	1
2 非行少年等の推移	1
第2 令和7年中の少年非行	2
1 犯罪少年	2
(1) 刑法犯少年	2
ア 検挙人員及び人口比の推移（全国対比）	2
イ 刑法犯総検挙人員に占める少年の割合の推移	2
ウ 包括罪種別状況	2
(ア) 推移及び男女別	2
(イ) 前年対比	3
(ウ) 初発型非行の推移	3
エ 年齢別状況	3
(ア) 推移	3
(イ) 包括罪種別状況	4
オ 学職別状況	4
(ア) 推移	4
(イ) 包括罪種別状況	4
カ 初犯・再犯者別状況	5
(ア) 推移	5
(イ) 包括罪種別状況	5
(2) 特別法犯少年	5
ア 全国対比	5
イ 法令別・学職別・年齢別状況	5
2 触法少年	6
(1) 触法少年（刑法）	6
ア 学職及び年齢別の推移	6
イ 学職・行為態様別状況	6
ウ 窃盗犯手口別状況	6
(2) 触法少年（特別法）	6
ア 学職及び年齢別の推移	6
イ 学職・行為態様別状況	7
3 く犯少年	7
(1) 推移	7
(2) 事由別	7

4	不良行為少年	8
	(1) 推移	8
	(2) 年齢別・学職別補導人員の推移	8
第3	非行等の諸形態	9
1	薬物事犯（推移（全国対比））	9
	(1) 覚醒剤乱用	9
	(2) 大麻乱用	9
2	校内暴力事件	9
	(1) 推移	9
	(2) 教師に対する暴力事件の推移	9
第4	少年の保護	10
1	福祉犯の取締り	10
	(1) 推移	10
	(2) 法令別検挙件数・検挙人員	10
	(3) 被害少年の法令別・学職別状況	10
2	少年相談	11
	(1) 相談受理状況	11
	(2) 相談者学職別状況	11
	(3) 相談内容別状況	11

(注) 本資料中の図表による構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。

第1 少年非行の概況

1 非行少年等の概要

令和7年中における非行少年の検挙・補導人員は607人で、前年に比べ67人(12.4%)増加した。

刑法犯少年は260人で前年に比べ34人(11.6%)減少し、特別法犯少年は61人で前年に比べ15人(32.6%)増加した。

触法少年(刑法犯)は246人で前年に比べ61人(33.0%)増加した。

不良行為少年については3,252人で、前年に比べ517人(13.7%)減少した。

区分		年	令和7年	令和6年	増減数	増減率
非 犯 罪 少 年	総数		607	540	67	12.4
		うち女子	100	76	24	31.6
	刑 法 犯		260	294	▲34	▲11.6
		うち女子	36	29	7	24.1
	特 別 法 犯		61	46	15	32.6
		うち女子	8	6	2	33.3
	小 計		321	340	▲19	▲5.6
		うち女子	44	35	9	25.7
		人 口 比	4.5	4.7	▲0.2	▲4.3
	少 触 法 少 年	刑 法 犯		246	185	61
うち女子			48	39	9	23.1
特 別 法 犯			39	12	27	225.0
うち女子			8	1	7	700.0
小 計			285	197	88	44.7
少 ぐ 犯 少 年	うち女子		56	40	16	40.0
	ぐ 犯 少 年		1	3	▲2	▲66.7
	うち女子		0	1	▲1	▲100.0
不良行為少年			3,252	3,769	▲517	▲13.7
うち女子			611	638	▲27	▲4.2

▲印は、減少を示す。

2 非行少年等の推移

過去10年間の非行少年等の検挙・補導人員の推移は、次表のとおりである。

刑法犯少年は、令和3年以降増加傾向が続いていたが令和7年に再び減少した。

不良行為少年は、令和4年以降増加傾向が続いていたが令和7年に再び減少した。

区分		年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
非 行 少 年 総 数			558	505	458	409	293	323	349	416	540	607
犯 罪 少 年	刑 法 犯		350	310	282	262	157	172	189	210	294	260
	特 別 法 犯		36	41	38	25	46	47	50	54	46	61
少 触 法 少 年	刑 法 犯		164	143	124	110	74	97	93	128	185	246
	特 別 法 犯		3	2	13	9	12	7	15	20	12	39
ぐ 犯 少 年			5	9	1	3	4	0	2	4	3	1
男 子			462	418	357	322	247	262	300	358	464	507
犯 罪 少 年	刑 法 犯		285	266	216	208	139	140	160	182	265	224
	特 別 法 犯		34	38	35	22	43	40	46	53	40	53
少 触 法 少 年	刑 法 犯		136	108	97	86	54	76	78	102	146	198
	特 別 法 犯		3	2	8	4	9	6	15	19	11	31
ぐ 犯 少 年			4	4	1	2	2	0	1	2	2	1
女 子			96	87	101	87	46	61	49	58	76	100
犯 罪 少 年	刑 法 犯		65	44	66	54	18	32	29	28	29	36
	特 別 法 犯		2	3	3	3	3	7	4	1	6	8
少 触 法 少 年	刑 法 犯		28	35	27	24	20	21	15	26	39	48
	特 別 法 犯		0	0	5	5	3	1	0	1	1	8
ぐ 犯 少 年			1	5	0	1	2	0	1	2	1	0
不良行為少年総数			2,733	2,954	2,029	2,275	3,081	2,289	2,738	3,371	3,769	3,252
男 子			2,155	2,297	1,576	1,762	2,431	1,814	2,160	2,729	3,131	2,641
女 子			578	657	453	513	650	475	578	642	638	611

第2 令和7年中の少年非行

1 犯罪少年

(1) 刑法犯少年

ア 検挙人員及び人口比の推移（全国対比）

過去10年間の全国及び奈良県の刑法犯少年の検挙人員及び人口比は、次表のとおりである。

区分		年	平成 28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
全 国	検 挙 人 員		31,516	26,797	23,489	19,914	17,466	14,818	14,887	18,949	21,762	24,416
	人 口 比		4.5	3.8	3.4	2.9	2.6	2.2	2.3	2.9	3.3	3.8
奈 良 県	検 挙 人 員		350	310	282	262	157	172	189	210	294	260
	人 口 比		4.2	3.8	3.5	3.3	2.1	2.3	2.5	2.9	4.1	3.7

イ 刑法犯総検挙人員に占める少年の割合の推移

過去10年間の刑法犯の総検挙人員に占める少年の割合は、次表のとおりである。

区分		年	平成 28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
刑法犯総検挙人員			2,415	2,328	2,326	2,257	2,040	2,097	1,991	2,249	2,457	2,369
20歳以上			2,065	2,018	2,044	1,995	1,883	1,925	1,802	2,039	2,163	2,109
占める割合			85.5	86.7	87.9	88.4	92.3	91.8	90.5	90.7	88.0	89.0
少年			350	310	282	262	157	172	189	210	294	260
占める割合			14.5	13.3	12.1	11.6	7.7	8.2	9.5	9.3	12.0	11.0
全 国 の 率			13.9	12.5	11.4	10.3	9.6	8.5	8.8	10.3	11.3	12.2

ウ 包括罪種別状況

(ア) 推移及び男女別

過去10年間の刑法犯少年の包括罪種別検挙人員（男女）の推移は次表のとおりである。

区分		年	平成 28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
総	数		350	310	282	262	157	172	189	210	294	260
	凶悪犯		1	2	2	4	7	2	4	1	5	2
	粗暴犯		33	51	30	45	26	33	35	52	71	46
	窃盗犯		221	182	175	157	95	90	90	102	152	149
	知能犯		9	9	12	14	7	12	17	13	10	14
	風俗犯		6	9	4	4	3	4	4	8	22	16
	その他		80	57	59	38	19	31	39	34	34	33
	うち占離		15	14	11	13	7	5	3	13	10	8
男	子		285	266	216	208	139	140	160	182	265	224
	凶悪犯		0	2	2	2	7	2	4	1	4	2
	粗暴犯		25	48	26	39	24	31	32	48	66	41
	窃盗犯		184	148	129	115	80	67	71	84	137	125
	知能犯		7	7	11	13	6	9	11	11	4	10
	風俗犯		6	9	3	4	3	4	4	8	22	16
	その他		63	52	45	35	19	27	38	30	32	30
	うち占離		15	14	8	11	7	4	3	12	8	8
女	子		65	44	66	54	18	32	29	28	29	36
	凶悪犯		1	0	0	2	0	0	0	0	1	0
	粗暴犯		8	3	4	6	2	2	3	4	5	5
	窃盗犯		37	34	46	42	15	23	19	18	15	24
	知能犯		2	2	1	1	1	3	6	2	6	4
	風俗犯		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	その他		17	5	14	3	0	4	1	4	2	3
	うち占離		0	0	3	2	0	1	0	1	2	0

注) 占離—占有離脱物横領

(1) 前年対比

次表のとおりである。

罪種	年	令和7年		令和6年		増減数	増減率
		構成比	構成比				
総数		260	100	294	100	▲34	▲11.6
凶悪犯	殺人	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	強盗	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	放火	0	0.0	1	0.3	▲1	0.0
	不同意性交等	2	0.8	4	1.4	▲2	▲50.0
	小計	2	1.7	5	1.7	▲3	▲60.0
粗暴犯	凶器準備集合	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	暴行	18	6.9	27	9.2	▲9	▲33.3
	傷害	16	6.2	32	10.9	▲16	▲50.0
	脅迫	5	1.9	6	2.0	▲1	▲16.7
	恐喝	7	2.7	6	2.0	1	16.7
小計	46	24.1	71	24.1	▲25	▲35.2	
窃盗犯		149	57.3	152	51.7	▲3	▲2.0
知能犯		14	5.4	10	3.4	4	40.0
風俗犯		16	6.2	22	7.5	▲6	▲27.3
その他		33	12.7	34	11.6	▲1	▲2.9
	うち占離	8	3.1	10	3.4	▲2	▲20.0

(ウ) 初発型非行の推移

過去10年間の初発型非行（万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領）の検挙人員及び刑法犯少年総数に占める割合の推移は、次表のとおりである。

令和7年の初発型非行による検挙人員は124人で、刑法犯少年全体の47.7%を占めている。

区分	年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
刑法犯少年総数		350	310	282	262	157	172	189	210	294	260
初発型非行		190	152	148	128	71	60	63	94	130	124
万引き		114	98	93	81	41	31	40	50	65	66
オートバイ盗		26	25	16	9	16	6	5	4	20	15
自転車盗		35	15	28	25	7	18	15	27	35	35
占有離脱物横領		15	14	11	13	7	5	3	13	10	8
刑法犯少年総数に占める割合(%)		54.3	49.0	52.5	48.9	45.2	34.9	33.3	44.8	44.2	47.7

エ 年齢別状況

(7) 推移

過去10年間における年齢別検挙人員の推移は、次表のとおりである。

令和7年は、中間少年（16歳・17歳）が101人（38.8%）で最も多くを占めている。

年齢	年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
総数		350	310	282	262	157	172	189	210	294	260
年少少年	14歳	58	62	46	34	15	23	25	28	46	39
	15歳	68	67	40	67	24	23	27	39	52	49
	小計	126	129	86	101	39	46	52	67	98	88
	総数に占める割合(%)	36.0	41.6	30.5	38.5	24.8	26.7	27.5	31.9	33.3	33.8
中間少年	16歳	95	46	82	33	29	35	34	45	61	70
	17歳	50	47	46	49	32	24	31	38	68	31
	小計	145	93	128	82	61	59	65	83	129	101
	総数に占める割合(%)	41.4	30.0	45.4	31.3	38.9	34.3	34.4	39.5	43.9	38.8
年長少年	18歳	39	55	28	57	32	29	38	35	38	35
	19歳	40	33	40	22	25	38	34	25	29	36
	小計	79	88	68	79	57	67	72	60	67	71
	総数に占める割合(%)	22.6	28.4	24.1	30.2	36.3	39.0	38.1	28.6	22.8	27.3

(1) 包括罪種別状況

窃盗犯における16歳が49人と最も多くなっている。

罪種	年齢	総数	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
総数	令和7年	260	39	49	70	31	35	36
	令和6年	294	46	52	61	68	38	29
凶悪犯	令和7年	2	0	0	0	0	1	1
	令和6年	5	2	0	1	2	0	0
粗暴犯	令和7年	46	10	8	8	8	4	8
	令和6年	71	9	8	11	13	18	12
窃盗犯	令和7年	149	20	30	49	14	19	17
	令和6年	152	26	34	37	30	13	12
知能犯	令和7年	14	2	0	3	2	4	3
	令和6年	10	0	2	2	4	1	1
風俗犯	令和7年	16	0	3	2	4	3	4
	令和6年	22	3	5	5	8	0	1
その他	令和7年	33	7	8	8	3	4	3
	令和6年	34	6	3	5	11	6	3

オ 学職別状況

(7) 推移

過去10年間における学職別検挙人員は、次表のとおりである。

令和7年は、高校生が102人と最も多くを占めている。

学職	年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
	総数		350	310	282	262	157	172	189	210	294
学 生 ・ 生 徒	中学生	85	95	67	69	30	34	32	55	62	64
	総数に占める割合(%)	24.3	30.6	23.8	26.3	19.1	19.8	16.9	26.2	21.1	24.6
	高校生	158	96	99	94	65	75	76	82	142	102
	総数に占める割合(%)	45.1	31.0	35.1	35.9	41.4	43.6	40.2	39.0	48.3	39.2
	大学生	13	11	18	12	4	11	18	12	9	17
	総数に占める割合(%)	3.7	3.5	6.4	4.6	2.5	6.4	9.5	5.7	3.1	6.5
	その他の学生	9	5	6	4	4	6	3	4	9	4
総数に占める割合(%)	2.6	1.6	2.1	1.5	2.5	3.5	1.6	1.9	3.1	1.5	
小計		265	207	190	179	103	126	129	153	222	187
有職少年		46	50	47	37	40	36	43	40	45	52
	総数に占める割合(%)	13.1	16.1	16.7	14.1	25.5	20.9	22.8	19.0	15.3	20.0
無職少年		39	53	45	46	14	10	17	17	27	21
	総数に占める割合(%)	11.1	17.1	16.0	17.6	8.9	5.8	9.0	8.1	9.2	8.1

(1) 包括罪種別状況

窃盗犯における高校生が65人と最も多くなっている。

罪種	学職	総数	学 生 ・ 生 徒				有職少年	無職少年	
			小計	中学生	高校生	大学生			その他の学生
総数		260	187	64	102	17	4	52	21
凶悪犯		2	2	0	1	1	0	0	0
粗暴犯		46	32	16	13	2	1	14	0
窃盗犯		149	107	31	65	8	3	28	14
知能犯		14	7	2	5	0	0	4	3
風俗犯		16	13	2	8	3	0	1	2
その他		33	26	13	10	3	0	5	2
	うち占離	8	7	4	3	0	0	0	1

カ 初犯・再犯者別状況

(7) 推移

過去10年間における初犯・再犯者の推移は、次表のとおりである。

令和7年の再犯者は67人で全体の25.8%を占め、前年に比べて2.8ポイント減少した。

区分		年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
総数			350	310	282	262	157	172	189	210	294	260
初犯	人員		241	201	200	180	103	136	147	154	210	193
	構成比		68.9	64.8	70.9	68.7	65.6	79.1	77.8	73.3	71.4	74.2
再犯	人員		109	109	82	82	54	36	42	56	84	67
	構成比		31.1	35.2	29.1	31.3	34.4	20.9	22.2	26.7	28.6	25.8

(1) 包括罪種別状況

再犯者の占める割合は「粗暴犯」が最も高かった。

区分		罪種	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
総数			260	2	46	149	14	16	33
初犯	人員		193	2	33	109	11	14	24
	構成比		74.2	100.0	71.7	73.2	78.6	87.5	72.7
再犯	人員		67	0	13	40	3	2	9
	構成比		25.8	0.0	28.3	26.8	21.4	12.5	27.3

(2) 特別法犯少年

ア 全国対比

過去10年間における特別法犯少年の検挙人員の推移は、次表のとおりである。

区分		年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
全国			5,288	5,041	4,354	4,557	5,022	4,940	4,639	5,033	4,457	4,667
奈良県			36	41	38	25	46	47	50	54	46	61

イ 法令別・学職別・年齢別状況

次表のとおりである。

令和7年の特別法犯少年の検挙人員は61人で、前年に比べ15人(32.6%)増加した。

法令別では、軽犯罪法違反が19人と最も多く、全体の31.1%を占めている。

区分		法令	総数	覚醒剤取締法	麻薬等取締法	麻薬等特例法	銃砲刀剣類所持等取締法	迷惑防止条例	青少年保護育成条例	軽犯罪法	児童買春・児童ポルノ禁止法	その他
総数	令和7年		61	3	11	3	1	6	2	19	5	11
	令和6年		46	0	1	0	3	5	2	18	6	10
	増減数		15	3	10	3	▲2	1	0	1	▲1	1
	増減率		32.6	-	1000.0	-	▲66.7	20.0	0.0	5.6	▲16.7	10.0
学職	学生	中学生	9	0	0	0	0	0	0	9	0	0
		高校生	27	0	2	1	1	5	0	5	4	9
		大学生	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0
		その他の学生	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	徒	小計	40	1	4	0	1	5	0	15	5	9
有職少年	有職少年	14		6	2	0	1	0	2	0	3	
	無職少年	9	2	1	0	0	0	2	2	0	2	
年齢	14歳		7	0	0	0	0	0	0	7	0	0
	15歳		8	0	0	0	0	0	0	3	2	3
	16歳		18	0	1	3	1	2	0	2	1	8
	17歳		9	0	2	0	0	3	0	2	1	1
	18歳		11	1	5	0	0	0	0	4	0	1
19歳		11	2	3	0	0	1	2	1	1	1	

2 触法少年

(1) 触法少年（刑法）

ア 学職及び年齢別の推移

過去10年間における触法少年（刑法）の補導人員の推移は次表のとおりである。

平成29年以降連続で減少していたが、令和3年以降、増加傾向にある。

令和7年の年齢別では、13歳が115人と最も多く全体の46.7%を占めている。

区分		年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
総数			3	2	13	9	12	7	15	20	12	39
学職	小学生		3	1	6	4	5	6	6	7	2	7
	中学生		0	1	7	5	7	1	9	13	10	32
年齢	8歳以下		0	1	5	0	2	3	2	2	0	1
	9歳		0	0	0	1	1	2	3	0	0	1
	10歳		1	0	0	1	0	0	0	0	1	2
	11歳		0	0	1	1	1	0	1	2	1	3
	12歳		2	0	0	3	2	1	0	8	4	4
	13歳		0	1	7	3	6	1	9	8	6	28

イ 学職・行為態様別状況

中学生の窃盗犯が最も多くなっている。

行為態様		学職	未就学	小学生	中学生
総数			0	90	156
凶悪犯			0	0	0
粗暴犯			0	17	36
窃盗犯			0	47	83
知能犯			0	0	4
風俗犯			0	1	5
その他			0	25	28
うち占有離脱物横領			0	1	0

ウ 窃盗犯手口別状況

「万引き」が89人で窃盗犯全体の68.5%を占めている。

手口	区分	総数	学職		
			未就学	小学生	中学生
窃盗犯総数		130	0	47	83
万引き		89	0	38	51
窃盗犯総数に占める割合		68.5	-	80.9	61.4
自転車盗		20	0	6	14
窃盗犯総数に占める割合		15.4	-	12.8	16.9
その他		21	0	3	18
窃盗犯総数に占める割合		16.2	-	6.4	21.7

(2) 触法少年（特別法）

ア 学職及び年齢別の推移

過去10年間における触法少年（特別法）の補導人員の推移は次表のとおりである。

令和7年の年齢別では13歳が28人で最も多くなっている。

区分		年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
総数			3	2	13	9	12	7	15	20	12	39
学職	小学生		3	1	6	4	5	6	6	7	2	7
	中学生		0	1	7	5	7	1	9	13	10	32
年齢	8歳以下		0	1	5	0	2	3	2	2	0	1
	9歳		0	0	0	1	1	2	3	0	0	1
	10歳		1	0	0	1	0	0	0	0	1	2
	11歳		0	0	1	1	1	0	1	2	1	3
	12歳		2	0	0	3	2	1	0	8	4	4
	13歳		0	1	7	3	6	1	9	8	6	28

イ 学職・行為態様別状況

中学生の軽犯罪法違反が最も多くなっている。

学職	区分	総数	軽犯罪法	迷惑防止条例	児童ポルノ禁止法	児童買春・児童ポルノ禁止法	不正アクセス	動物愛護管理法	鉄道営業法
	小学生	7	5	0	0	0	0	0	2
	中学生	32	20	3	1	0	0	0	8

3 く犯少年

(1) 推移

過去10年間におけるく犯少年の補導人員の推移は、次表のとおりである。

区分	年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
総数		5	9	1	3	4	0	2	4	3	1
男子		4	4	1	2	2	0	1	2	2	1
女子		1	5	0	1	2	0	1	2	1	0

(2) 事由別

次表のとおりである。

区分	年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
総数		5	9	1	3	4	0	2	4	3	1
	保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年	4	8	1	2	1	0	2	3	3	1
	正当の理由がなく家庭に寄り付かない少年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入りする少年	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
	自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のある少年	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0
男子		4	4	1	2	2	0	1	2	2	1
	保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年	4	4	1	1	1	0	1	2	2	1
	正当の理由がなく家庭に寄り付かない少年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入りする少年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のある少年	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
女子		1	5	0	1	2	0	1	2	1	0
	保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年	0	4	0	1	0	0	1	1	1	0
	正当の理由がなく家庭に寄り付かない少年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入りする少年	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
	自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のある少年	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0

(注) 令和4年4月1日に少年法が改正され、特定少年(18歳及び19歳の者をいう。)については、く犯(第3条第1項第3号)による保護処分の対象から除かれることとなった。

4 不良行為少年

(1) 推移

過去10年間における不良行為少年の補導人員の推移は、次表のとおりである。

令和7年は3,252人で昨年より517人(13.7%)減少している。

行為別では、喫煙、深夜はいかいが依然として全体の9割以上を占めた。

行為	年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
総	数	2,733	2,954	2,029	2,275	3,081	2,289	2,738	3,371	3,769	3,252
	うち女子	578	657	453	513	650	475	578	642	638	611
主 な 行 為	喫煙	1,339	1,510	1,021	1,137	1,540	1,184	1,324	1,795	2,208	1,904
	うち女子	204	243	157	203	207	165	151	207	193	223
	深夜はいかい	1,209	1,204	808	881	1,250	879	1,128	1,300	1,236	1,096
	うち女子	340	343	235	259	365	247	347	362	371	339
	飲酒	70	119	98	149	152	142	167	211	234	168
	うち女子	14	34	20	28	39	35	45	61	59	32
	その他の行為	115	121	102	108	139	84	119	65	91	84
	うち女子	20	37	41	23	39	28	35	12	15	17

(2) 年齢別・学職別補導人員の推移

過去10年間における年齢別・学職別の補導人員の推移は次表のとおりである。

区分	年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
総	数	2,733	2,954	2,029	2,275	3,081	2,289	2,738	3,371	3,769	3,252
学 職	小学生以下	5	13	15	18	21	19	20	11	21	24
	うち女子	0	8	4	6	7	2	10	4	7	12
	中学生	375	415	208	297	305	206	326	403	385	493
	うち女子	116	155	76	120	120	84	95	157	81	122
	高校生	782	762	532	621	928	705	797	900	924	733
	うち女子	181	212	156	170	228	178	225	208	237	186
	大学生	128	165	234	264	319	235	297	465	489	434
	うち女子	6	9	11	11	29	11	28	38	33	25
	その他の学生	54	52	61	79	129	87	88	99	150	91
	うち女子	8	6	5	3	12	6	13	20	26	19
	有職少年	395	439	330	350	568	412	473	564	837	751
	うち女子	13	20	15	21	30	27	30	41	82	91
	無職少年	994	1,108	649	646	811	625	737	929	963	726
	うち女子	254	247	186	182	224	167	177	174	172	156
年 齢	13歳以下	104	122	72	113	95	91	139	121	121	208
	14歳	177	178	89	124	140	84	133	182	155	182
	15歳	290	357	184	242	212	157	258	266	331	307
	16歳	734	752	451	467	631	469	655	829	744	604
	17歳	732	692	516	533	855	601	646	845	1,003	731
	18歳	399	421	299	304	436	418	418	495	620	611
	19歳	297	432	418	492	712	469	489	633	795	609

第3 非行等の諸形態

1 主な薬物事犯（推移（全国対比））

(1) 覚醒剤乱用

過去5年間における覚醒剤乱用少年の検挙人員の推移は次表のとおりである。

区分		年	令和3年	4年	5年	6年	7年
全 国			115	103	106	113	173
奈 良 県	良 県		1	0	0	0	3
	学 生	中 学 生	0	0	0	0	0
		高 校 生	0	0	0	0	0
		大 学 生	0	0	0	0	1
		そ の 他 の 学 生	0	0	0	0	0
	職 有 無	有 職 少 年	1	0	0	0	0
		無 職 少 年	0	0	0	0	2

(2) 大麻乱用

過去5年間における大麻乱用少年の検挙人員の推移は次表のとおりである。

区分		年	令和3年	4年	5年	6年	7年
全 国			994	912	1,222	1,128	1,373
奈 良 県	良 県		10	5	10	2	10
	学 生	中 学 生	0	0	0	0	0
		高 校 生	4	0	1	0	1
		大 学 生	0	0	0	0	2
		そ の 他 の 学 生	0	0	0	0	0
	職 有 無	有 職 少 年	4	5	4	1	3
		無 職 少 年	2	0	5	1	4

※ 令和7年以降は、麻薬及び向精神薬取締法における「大麻」事犯と、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律における「大麻」事犯を合わせて計上しています。

2 校内暴力事件

(1) 推移

過去10年間における警察が取り扱った校内暴力事件の推移は、次表のとおりである。

区分		年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
総 数	事 件 数	全 国	832	717	668	618	507	587	593	784	923	1,063
		奈 良 県	9	5	12	18	6	12	14	18	12	17
	検 挙 ・ 補 導 人	全 国	926	786	724	690	549	625	636	852	997	1,113
		奈 良 県	8	5	14	18	8	11	14	18	12	17
	被 害 者 数	全 国	918	797	706	653	525	628	628	838	981	1,118
		奈 良 県	9	5	13	20	6	12	15	19	7	17
奈 良 県	小 学 生	事 件 数	0	2	2	1	1	5	3	2	4	7
		補 導 人 員	0	2	2	1	1	5	3	2	4	7
		被 害 者 数	0	2	2	1	1	5	3	3	4	7
	中 学 生	事 件 数	9	3	5	15	5	6	8	16	5	10
		検 挙 ・ 補 導 人 員	8	3	7	15	7	5	8	16	5	10
	高 校 生	被 害 者 数	9	3	5	17	5	6	8	16	1	10
事 件 数		0	0	5	2	0	1	3	0	3	0	
良 県	高 校 生	検 挙 人 員	0	0	5	2	0	1	3	0	3	0
	被 害 者 数	0	0	5	2	0	1	4	0	2	0	

(2) 教師に対する暴力事件の推移

校内暴力のうち、教師に対する暴力事件の推移は次表のとおりである。

区分	年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
事 件 数		6	2	1	5	0	6	2	7	5	4
検 挙 ・ 補 導 人 員		5	2	1	5	0	5	2	7	5	4
被 害 者 数		6	2	1	7	0	6	3	7	5	4

第4 少年の保護

1 福祉犯の取締り

(1) 推移

過去10年間における福祉犯の取締り状況は、次表のとおりである。

令和7年の検挙件数は107件で、前年に比べ11件(9.3%)減少した。

検挙人員は51人で、前年に比べ22人(30.1%)減少した。

被害少年は69人で、前年に比べ11人(13.8%)減少した。

区分	年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
検 挙 件 数		62	68	72	68	73	62	69	84	118	107
検 挙 人 員		40	40	59	46	52	44	32	58	73	51
被 害 少 年		32	36	33	64	43	35	45	41	80	69

(2) 法令別検挙件数・検挙人員

法令別では、「児童買春・児童ポルノ禁止法」違反による検挙件数が57件、検挙人員が23人で最も多くなっている。

区分		法令	総数	青少年保護育成条例	児童買春・児童ポルノ禁止法	覚醒剤取締法	児童福祉法	性的姿態撮影等(未遂含む)罰法	(映像含む)面会要求等	風営適正化法
令和7年	件数		107	11	57	1	10	24	3	1
	人員		51	9	23	1	1	15	2	0
令和6年	件数		118	20	46	0	1	45	5	1
	人員		73	14	23	0	0	32	4	0
増減	件数		▲11	▲9	11	1	9	▲21	▲2	0
	人員		▲22	▲5	0	1	1	▲17	▲2	0

(3) 被害少年の法令別・学職別状況

法令別では、「性的姿態撮影等処罰法(未遂含む)」違反による被害少年が28人で最も多く、そのうち高校生は22人であった。

被害少年のうち、SNS等に起因するものは32人であった。

法令	学職	総数	未就学	学 生 ・ 生 徒					有職少年	無職少年
				小計	小学生	中学生	高校生	のその他の生		
総	数	69	0	66	6	22	35	3	1	2
	SNS等に起因するもの	32	0	31	6	14	11	0	0	1
	青少年保護育成条例	6	0	6	0	2	4	0	0	0
	SNS等に起因するもの	3	0	3	0	1	2	0	0	0
	児童買春・児童ポルノ禁止法	21	0	21	4	13	4	0	0	0
	SNS等に起因するもの	17	0	17	4	9	4	0	0	0
	性的姿態撮影等処罰法(未遂含む)	28	0	27	0	3	22	2	1	0
	SNS等に起因するもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	14	0	12	2	4	5	1	0	2
	SNS等に起因するもの	12	0	11	2	4	5	0	0	1

2 少年相談

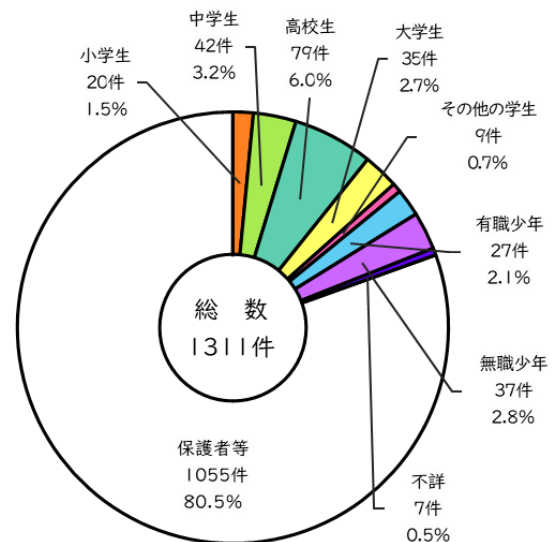
(1) 相談受理状況

少年相談の受理件数は1,311件で前年に比べ、353件(36.8%)増加した。

相談者	年	令和7年	令和6年	増減	
				数	率
総数		1,311	958	353	36.8
うち女子		609	493	116	23.5
少年自身		256	245	11	4.5
うち女子		119	122	▲3	▲2.5
保護者等		1055	713	342	48.0
うち女子		490	371	119	32.1

(2) 相談者学職別状況

令和7年の少年自身では高校生が79件で最も多く、次いで中学生の42件となった。



(3) 相談内容別状況

次表のとおりである。

相談内容	相談者	総数	少年自身	保護者等
総数		1,311	256	1055
非行問題		278	14	264
うち窃盗		74	6	68
うち薬物乱用		4	0	4
うち性の逸脱行為		17	1	16
うち不良行為		136	2	134
学校問題		169	10	159
うち校内暴力		30	1	29
うち不登校		2	0	2
うちいじめ		45	2	43
うち生徒指導		28	1	27
家庭問題		250	52	198
うち児童虐待		91	8	83
うち家庭内暴力		24	10	14
交友問題		107	34	73
健康問題		12	1	11
犯罪被害		114	44	70
自殺関係		12	0	12
その他		369	101	268